



電力・ガスの小売全面自由化

平成28年4月の電力の小売自由化に続いて、平成29年4月からガスの小売も全面自由化されました。
今回は電力・ガスの小売全面自由化に関する注意点を見ていきましょう。

【 電 力 】

平成28年4月1日の電力小売全面自由化から1年余りが経過しました。それまで電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択できるようになりました。

大手電力会社やその関係会社を装った個人情報取得、悪質な訪問販売等についての相談が、引き続き全国の消費生活センター等に寄せられています。電話や訪問での勧誘を受けた場合は必ず相手の所属先等を確認し、不審に感じた場合には大手電力会社にも問い合わせましょう。

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークに気をつけ、契約を締結する前に小売電気事業者からしっかりと契約内容を確認しましょう。

【 ガ ス 】

平成29年4月1日から、電力と同じようにガスについても消費者が契約先を選べるようになり、営業活動も行われています。

LPGガスから都市ガスに切り替える場合等を除き、ガスの小売全面自由化に伴ってガスメーターやガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器等の消費機器）の変更が必要となることはありません。電力自由化の際は架空のメーター交換を口実とした料金請求や便乗営業等の事案が発生しましたので、十分に注意しましょう。

ガス小売業者と契約を検討する場合、契約を締結する前と契約締結後に供給開始日を含めた契約内容を確認できる書面が交付されます。契約内容を必ず確認しましょう。

電力・ガスの小売全面自由化について、正確な情報を収集し契約内容をよく理解するようにしましょう。また、自由化に便乗した勧誘商法等にも気をつけましょう。

不審なことやよく分からないことがある場合は専門の窓口や消費生活センターに相談しましょう。

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会（相談窓口 03-3501-5725）

全国の消費生活センター（消費者ホットライン 188）

柏市消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地中央体育館管理棟1階

〈相談受付時間〉

月～金(来所,電話) 午前9時～午後4時半

第3土(電話のみ) 午前9時～午後4時半

(祝日, 年末年始を除く)

〈相談専用電話〉

04-7164-4100

